

## 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドンス（大学・研究機関用）第四版（案）に対する御意見等を考慮した結果について

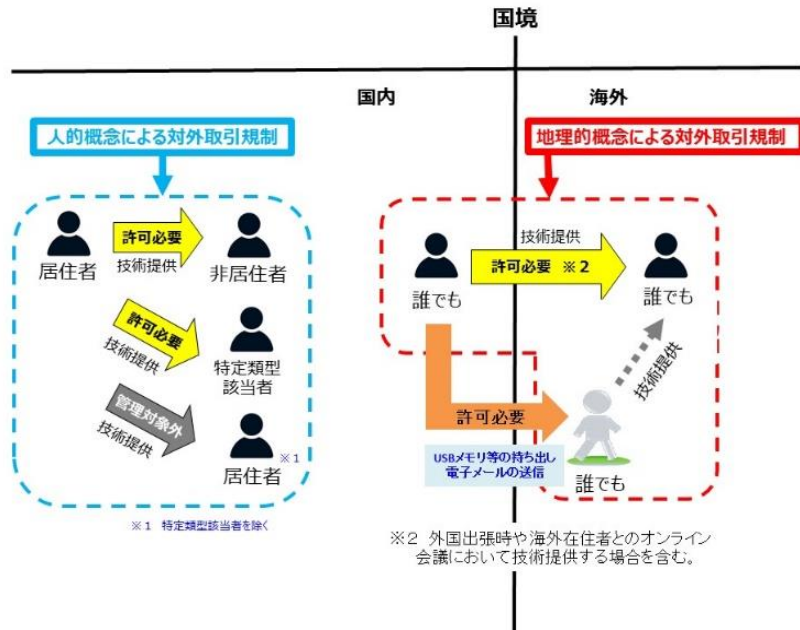
No.	公表されたガイドンス	意見公募手続を実施した案	修正理由
1	<p><b>（5頁16頁～）</b></p> <p>○個別に質問や相談をしたい方 → VIII. 大学関係者等からの主な質疑の例（93頁～） X. 問合せ窓口（136頁～）</p> <p>○みなし輸出管理の明確化への対応について知りたい方 →III. 規制対象となる技術の提供等 5. 特定類型アプローチについて（33頁～） IV. 技術の提供・貨物の輸出の確認手続 1. 案件ごとの手続（42頁～）等</p>	<p><b>（5頁16頁～）</b></p> <p>○個別に質問や相談をしたい方 → VIII. 大学関係者等からの主な質疑の例（89頁～） X. 問合せ窓口（128頁）</p>	<p>説明会等での御要望を踏まえ、みなし輸出管理の明確化関係の記載箇所を分かりやすくしたものの</p>
2	<p><b>（23頁）</b></p> <p><u>外国ユーザーリストについて</u> 外国ユーザーリストとは、経済産業省が大量破壊兵器等の開発等への関与が懸念される企業・組織を掲載し公表しているリストです。本リストは、「文書等告示」第2号に規定する「輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）第4条第1項第三号イに規定する核兵器等の開発等の動向に関し、経済産業省が作成した文書等」に該当するものです。本リストに掲載されている企業などに輸出等を行う場合には、大量破壊兵器等の開発等に用いられないことが明らかでない場合を除き、経済産業大臣の許可が必要になります。</p> <p><u>なお、本リストは毎年改正されますので、最新のリストを参照してください。</u></p>	<p><b>（新設）</b></p>	<p>パブコメ No. 1 を踏まえたもの</p>

【図表省略】

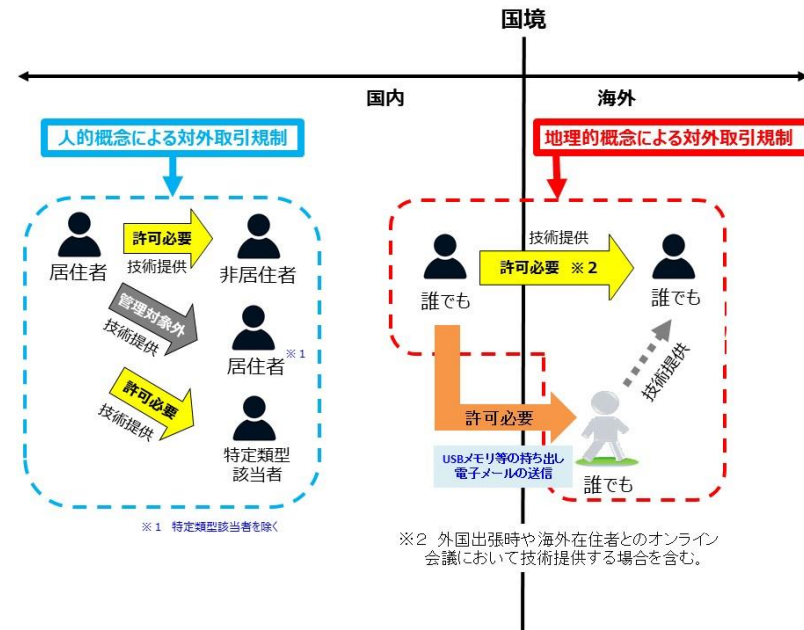
【脚注19省略】

3

(28頁)



(27頁)



説明会等での御要望を踏まえ、図表内を整理したものの

<p>4</p>	<p>(30頁)</p> <table border="1" data-bbox="203 217 1032 751"> <thead> <tr> <th></th> <th>居住者</th> <th>非居住者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本人</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 我が国に居住する者</li> <li>② 日本の在外公館に勤務する者</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者</li> <li>② 2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者</li> <li>③ 出国後外国に2年以上滞在している者</li> <li>④ 上記①～③に掲げる者で、一時帰国し、その滞在期間が6月未満の者</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>外国人</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 我が国にある事務所に勤務する者</li> <li>② 我が国に入国後6月以上経過している者</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 外国に居住する者</li> <li>② 外国政府又は国際機関の公務を帯びる者 外交官又は領事館及びこれらの随員又は使用人(ただし、外国において任命又は雇用された者に限る。)</li> <li>③ 外国に居住する者</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>法人等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 我が国にある日本法人等</li> <li>② 外国の法人等の我が国にある支店、出張所、その他の事務所</li> <li>③ 日本の在外公館</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 外国にある外国法人等</li> <li>② 日本法人等の外国にある支店、出張所、その他の事務所</li> <li>③ 我が国にある外国政府の公館及び国際機関</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※上図によらず、アメリカ合衆国軍隊、国際連合の軍隊及びこれらの構成員等は非居住者</p>		居住者	非居住者	日本人	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 我が国に居住する者</li> <li>② 日本の在外公館に勤務する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者</li> <li>② 2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者</li> <li>③ 出国後外国に2年以上滞在している者</li> <li>④ 上記①～③に掲げる者で、一時帰国し、その滞在期間が6月未満の者</li> </ul>	外国人	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 我が国にある事務所に勤務する者</li> <li>② 我が国に入国後6月以上経過している者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 外国に居住する者</li> <li>② 外国政府又は国際機関の公務を帯びる者 外交官又は領事館及びこれらの随員又は使用人(ただし、外国において任命又は雇用された者に限る。)</li> <li>③ 外国に居住する者</li> </ul>	法人等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 我が国にある日本法人等</li> <li>② 外国の法人等の我が国にある支店、出張所、その他の事務所</li> <li>③ 日本の在外公館</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 外国にある外国法人等</li> <li>② 日本法人等の外国にある支店、出張所、その他の事務所</li> <li>③ 我が国にある外国政府の公館及び国際機関</li> </ul>	<p>(29頁)</p> <p style="text-align: center;"><b>居住者及び非居住者の判定</b></p> <table border="1" data-bbox="1104 193 1890 699"> <thead> <tr> <th style="background-color: #e0f0ff;">居住者</th> <th style="background-color: #e0f0ff;">非居住者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #e0f0ff;"> <p><b>日本人の場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①：日本の在外公館に勤務する者</li> <li>②：①③④⑤を除く全ての日本人</li> </ul> </td> <td style="background-color: #e0f0ff;"> <p><b>日本人の場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>③：外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者</li> <li>④：2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者</li> <li>⑤：出国後外国に2年以上滞在している者</li> <li>⑥：上記③～⑤に掲げる者で、一時帰国し、その滞在期間が6月未満の者</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0f0ff;"> <p><b>外国人の場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑦：我が国にある事務所に勤務する者</li> <li>⑧：我が国に入国後6月以上経過している者</li> </ul> </td> <td style="background-color: #e0f0ff;"> <p><b>外国人の場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑨：外国政府又は国際機関の公務を帯びる者</li> <li>⑩：外交官又は領事官及びこれらの随員又は使用人(外国において任命又は雇用された者に限る。)</li> <li>⑪：⑦～⑩を除く全ての外国人</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0f0ff;"> <p><b>法人等の場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑫：外国法人等の我が国にある支店、出張所その他の事務所</li> <li>⑬：我が国の在外公館</li> <li>⑭：⑫⑬を除く日本法人等</li> </ul> </td> <td style="background-color: #e0f0ff;"> <p><b>法人等の場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑮：日本法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所</li> <li>⑯：我が国にある外国政府の公館及び国際機関</li> <li>⑰：⑮⑯を除く外国法人等</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記規程はそれぞれ、赤下破線、青下線、下線無しの順に適用し、居住性を判断する。 ※上記によらず、アメリカ合衆国軍隊、国際連合の軍隊及びこれらの構成員等は非居住者。</p>	居住者	非居住者	<p><b>日本人の場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①：日本の在外公館に勤務する者</li> <li>②：①③④⑤を除く全ての日本人</li> </ul>	<p><b>日本人の場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>③：外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者</li> <li>④：2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者</li> <li>⑤：出国後外国に2年以上滞在している者</li> <li>⑥：上記③～⑤に掲げる者で、一時帰国し、その滞在期間が6月未満の者</li> </ul>	<p><b>外国人の場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑦：我が国にある事務所に勤務する者</li> <li>⑧：我が国に入国後6月以上経過している者</li> </ul>	<p><b>外国人の場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑨：外国政府又は国際機関の公務を帯びる者</li> <li>⑩：外交官又は領事官及びこれらの随員又は使用人(外国において任命又は雇用された者に限る。)</li> <li>⑪：⑦～⑩を除く全ての外国人</li> </ul>	<p><b>法人等の場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑫：外国法人等の我が国にある支店、出張所その他の事務所</li> <li>⑬：我が国の在外公館</li> <li>⑭：⑫⑬を除く日本法人等</li> </ul>	<p><b>法人等の場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑮：日本法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所</li> <li>⑯：我が国にある外国政府の公館及び国際機関</li> <li>⑰：⑮⑯を除く外国法人等</li> </ul>	<p>パブコメ No. 2を踏まえたもの</p>
	居住者	非居住者																					
日本人	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 我が国に居住する者</li> <li>② 日本の在外公館に勤務する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者</li> <li>② 2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者</li> <li>③ 出国後外国に2年以上滞在している者</li> <li>④ 上記①～③に掲げる者で、一時帰国し、その滞在期間が6月未満の者</li> </ul>																					
外国人	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 我が国にある事務所に勤務する者</li> <li>② 我が国に入国後6月以上経過している者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 外国に居住する者</li> <li>② 外国政府又は国際機関の公務を帯びる者 外交官又は領事館及びこれらの随員又は使用人(ただし、外国において任命又は雇用された者に限る。)</li> <li>③ 外国に居住する者</li> </ul>																					
法人等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 我が国にある日本法人等</li> <li>② 外国の法人等の我が国にある支店、出張所、その他の事務所</li> <li>③ 日本の在外公館</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 外国にある外国法人等</li> <li>② 日本法人等の外国にある支店、出張所、その他の事務所</li> <li>③ 我が国にある外国政府の公館及び国際機関</li> </ul>																					
居住者	非居住者																						
<p><b>日本人の場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①：日本の在外公館に勤務する者</li> <li>②：①③④⑤を除く全ての日本人</li> </ul>	<p><b>日本人の場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>③：外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者</li> <li>④：2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者</li> <li>⑤：出国後外国に2年以上滞在している者</li> <li>⑥：上記③～⑤に掲げる者で、一時帰国し、その滞在期間が6月未満の者</li> </ul>																						
<p><b>外国人の場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑦：我が国にある事務所に勤務する者</li> <li>⑧：我が国に入国後6月以上経過している者</li> </ul>	<p><b>外国人の場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑨：外国政府又は国際機関の公務を帯びる者</li> <li>⑩：外交官又は領事官及びこれらの随員又は使用人(外国において任命又は雇用された者に限る。)</li> <li>⑪：⑦～⑩を除く全ての外国人</li> </ul>																						
<p><b>法人等の場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑫：外国法人等の我が国にある支店、出張所その他の事務所</li> <li>⑬：我が国の在外公館</li> <li>⑭：⑫⑬を除く日本法人等</li> </ul>	<p><b>法人等の場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑮：日本法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所</li> <li>⑯：我が国にある外国政府の公館及び国際機関</li> <li>⑰：⑮⑯を除く外国法人等</li> </ul>																						
<p>5</p>	<p>(35頁1行目～)</p> <p>「委任契約、請負契約その他の契約」とは、・・・ (略)・・・、「委任契約、請負契約その他の契約」に該当する可能性があります。</p> <p>一方、「外国政府等」が個人より「外国政府等」の利益を優先することや「外国政府等」への忠誠義務を要請しており、個人も当該要請に合意している場合でも、時間的・場所的に拘束されているなど雇用者と被雇用者の関係に類する場合でなければ特定類型①には該当しません。</p>	<p>(33頁下から5行目～)</p> <p>「委任契約、請負契約その他の契約」とは、・・・ (略)・・・、「委任契約、請負契約その他の契約」に該当する可能性があります。</p>	<p>説明会等での御要望を踏まえ、特定類型①に該当しない例示を追記したもの</p>																				
<p>6</p>	<p>(37頁脚注)</p> <p>37 指揮命令下にある場合とは、受領者が提供者との間で、雇用関係又はそれに準ずる関係(準ずる関係とは、雇用契約以外の契約に基づき労務を提供しているものの、業務の実態から労働基準法上の労働者性が認められるような場合を指します。)にある場合を指します。</p>	<p>(新設)</p>	<p>説明会等での御質問を踏まえ、「指揮命令下にある場</p>																				

			合」について 追記したもの
7	<p>(37頁下から1行目～)</p> <p>特定類型該当性判断ガイドラインの趣旨をまとめると下表のとおりです。</p> <p>なお、特定類型①又は②の該当性確認において、当該居住者が提供者の指揮命令下にある場合、当該居住者が指揮命令に服した時点において、特定類型①又は②に該当するか否かを当該居住者の自己申告で確認することとされているところ、当該自己申告においては「<u>役務通達</u>」別紙1-4に掲載する誓約書の例(131頁参照)を利用することができます。「役務通達」別紙1-4に掲載する誓約書の例は、あくまでサンプルであり、特定類型該当性を居住者に誓約させるという趣旨を損なわない範囲で修正して利用することを妨げるものではありません。</p> <p>当該自己申告について、<u>提供者はその内容の真実性を確認することまでは求められていません。したがって、提供者の指揮命令下にある居住者が実際は特定類型該当者であるにもかかわらず、自身の特定類型該当性について虚偽の自己申告を行い、その結果、当該提供者から当該居住者に対して無許可で技術提供が行われたとしても、当該提供者が他に当該居住者の特定類型該当性に関する情報を得ていなかった場合には、当該技術提供に当たり許可を取得しなかったことについて無過失となり、罰則又は行政処分の対象とはなりません。</u></p>	<p>(36頁26行目～)</p> <p>特定類型該当性判断ガイドラインの<u>内容をまとめると下表のとおりであり、下表に示される場合において、漫然と当該居住者に対して技術の提供を行う場合は、通常果たすべき通委義務の履行していないことと解されます。</u></p> <p>なお、特定類型①又は②の該当性確認において、当該居住者が提供者の指揮命令下にある場合、当該居住者が指揮命令に服した時点において、特定類型①又は②に該当するか否かを当該居住者の自己申告で確認することとされているところ、当該自己申告においては役務通達別紙1-4に掲載する誓約書の例を利用することができます。「役務通達」別紙1-4に掲載する誓約書の例は、あくまでサンプルであり、特定類型該当性を居住者に誓約させるという趣旨を損なわない範囲で修正して利用することを妨げるものではありません。</p>	<p>パブコメ No. 25、26や説明会等での御要望等を踏まえ、図表の差替等をしたもの</p>

一方で、誓約書の提出を拒否されるなど、提供者の指揮命令下にある居住者から特定類型に該当しないことの申告がなかった場合には、当該居住者が特定類型に該当する蓋然性が排除されてはいないことから、原則、当該提供者は通常果たすべき注意義務を果たしたものと解されず、当該提供者から当該居住者に対して無許可で技術提供が行われた場合には、罰則又は行政罰の対象になる可能性があります。

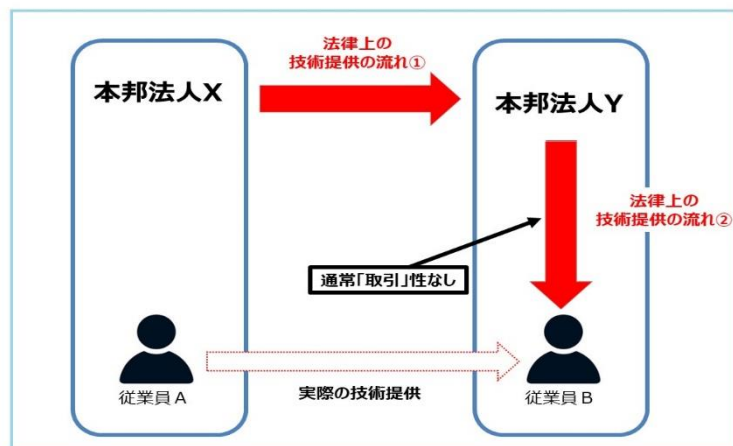
	受領者が提供者の指揮命令下でない	受領者が提供者の指揮命令下にある	共通
特定類型① 特定類型②	商慣習上技術提供取引を行う上で通常取得することとなる契約書等の書面において記載された情報から、受領者が特定類型に該当することが明らかである場合 →漫然と技術の提供を行う場合、 <u>通常果たすべき注意義務を履行していない</u>	以下の方法で特定類型に該当するか否かを確認している場合は、 <u>通常果たすべき注意義務を履行している</u> と解される ＜採用時＞ 自己申告による確認 ※ 特定類型アプローチ適用時点（令和4年5月1日で既に採用している場合は不要） ＜勤務時＞ 新たに特定類型に該当することとなった場合における報告義務を課	特定類型に該当する可能性があると経済産業省が提供者に連絡をした場合 →漫然と技術の提供を行う場合、 <u>通</u>

	受領者が提供者の指揮命令下でない	受領者が提供者の指揮命令下にある	共通
特定類型① 特定類型②	商慣習上技術提供取引を行う上で通常取得することとなる契約書等の書面において記載された情報から、受領者が特定類型に該当することが明らかである場合	以下の方法による採用時及び勤務時における特定類型該当性の確認を怠る場合 ＜採用時＞ 自己申告による確認 ※ 特定類型アプローチ適用時点（令和4年5月1日で既に採用している場合は不要） ＜勤務時＞ 新たに特定類型に該当することとなった場合における報告義務を課	特定類型に該当する可能性があると経済産業省が提供者に連絡をした場合

	と解される	すことによる確認 ※ 就業規則等の内部規則において、副業行為を含む利益相反行為が禁止・申告制にする場合は、同報告義務を課しているものと解される	常果たすべき注意義務を履行していないと解される		すことによる確認 ※ 就業規則等の内部規則において、副業行為を含む利益相反行為が禁止・申告制にする場合は、同報告義務を課しているものと解される		
	特定類型③	商慣習上技術提供取引を行う上で通常取得することとなる契約書等の書面において記載された情報から受領者が特定類型に該当することが明らかである場合 →漫然と技術の提供を行う場合、通常果たすべき注意義務を履行していないと解される		特定類型③	商慣習上技術提供取引を行う上で通常取得することとなる契約書等の書面において記載された情報から受領者が特定類型に該当することが明らかである場合		
8	(38頁脚注) 38 教職員等の特定類型該当性を確認した記録(誓約書等)については、該当の有無にかかわらず、これら教職員等への技術提供が見込まれる期間は適切に保存することが望ましいです。当該教職員等への技術提供が行われた場合には、技術提供に係る文書として適切に保存してください。(64頁参照) なお、誓約書等についてはPDFにする等の電子的な形式で保存することができます。			(新設)			パブコメ No. 24や説明会等での御要望を踏まえ、誓約書の保存期間等について追記したものと
9	(39頁脚注) 39 現時点で就業規則等において、副業行為を含む利益相反行為を禁止・申告制とする規定がない場合や、規定はあるものの、非常勤職員等、当該規定が適用されない教職員がいる場合は、例えば、採用時			(新設)			説明会等での御質問を踏まえ、非常勤職員等の就業規

	<p>期にかかわらず、令和4年5月1日以降に当該教職員から誓約書等で自己申告を求めることで特定類型該当性の確認を行うとともに、その中で、「今後新たに特定類型に該当することとなった場合には、報告を行うこと」等を追加的に求めていけば、特定類型該当性判断ガイドラインに沿った対応をしているものと考えられます。</p>		<p>則の一部が適用されない従業員への対応について追記したもの</p>
10	<p><b>(40頁1行目～)</b>  (4) 共同研究における特定類型アプローチの考え方  <u>大学での研究活動においては、教授等が他大学の教授や学生、企業の従業員等とともに共同で研究を行い、その際に技術提供が生じる場面があり得ます。こうした他の法人に所属する者との共同研究における特定類型アプローチの考え方について整理します。</u>  <u>本邦法人Xと本邦法人Yとの共同研究で、本邦法人Xに雇用されている従業員Aから本邦法人Yに雇用されている従業員Bに対して技術提供をする場合</u>において、本邦法人Yで技術を受領する<u>従業員Bが特定類型該当者である場合、法律上、①本邦法人Xから本邦法人Y、②本邦法人Yから従業員B（特定類型該当者）</u>という順序で技術が移転するものと解釈されます。  この場合、まず、<u>①本邦法人Xから本邦法人Yに対する技術提供は、国内における居住者（法人）同士の取引であり、「外国において提供することを目的とする取引」「非居住者に対する取引」（法第25条第1項、第2項）のいずれにも該当しないことから、外為法の規制対象外になります。</u>  次に、<u>②本邦法人Yから従業員B（特定類型該当者）に対して技術提供が行われるところ、本邦法人Yが、役務取引規制の趣旨を潜脱して従業員B（特定類型該当者）に技</u></p>	<p><b>(37頁下から13行目～)</b>  (4) 共同研究における特定類型アプローチの考え方  本邦法人Xから本邦法人Yに対して技術提供をする場合において、本邦法人Yで技術を受領する<u>ものが特定類型該当者A（本邦法人Yに雇用されている）</u>である場合、①本邦法人Xから本邦法人Y、②本邦法人Yから<u>特定類型該当者A</u>という順序で技術が移転するものと解釈されます。  この場合、本邦法人Yから特定類型該当者Aに対して技術提供が行われるところ、本邦法人Yが、役務取引規制の趣旨を潜脱して特定類型該当者Aに技術を取得させることを目的として本邦法人Xから技術を受領させる場合や、本邦法人Xと本邦法人Yの間の技術提供に係る契約において特定類型該当者Aに提供することが明記されている場合など特殊な場合を除き、通常、本邦法人Yと特定類型該当者Aとの間には、提供者と受領者の間で技術を提供し受領することについての合意が発生し、当該合意の履行として提</p>	<p>パブコメ  No. 5～8を踏まえたもの</p>

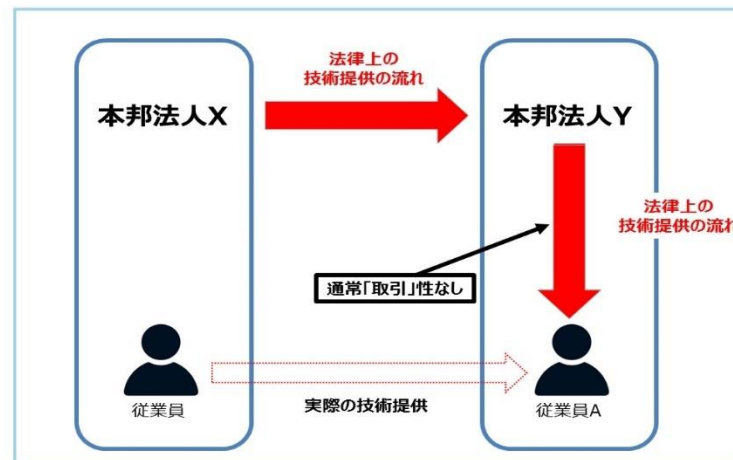
術を取得させることを目的として本邦法人Xから技術を受領させる場合や、本邦法人Xと本邦法人Yの間の技術提供に係る契約において従業員B（特定類型該当者）に提供することが明記されている場合など特殊な場合を除き、通常、本邦法人Yと従業員B（特定類型該当者）の間には、提供者と受領者の間で技術を提供し受領することにつ



いての合意が発生し、当該合意の履行として提供が行われるという関係が存在しないと考えられることから、本邦法人Yから従業員B（特定類型該当者）に対する技術提供は「取引」（法第25条第1項、第2項）に該当しないものとして外為法の規制対象外になります。

したがって、本邦法人Xの従業員Aから本邦法人Yの従業員Bに対する技術提供について、通常、本邦法人Xは本邦法人Yで技術を受領する従業員Bの特定類型該当性を確認する必要はありません。

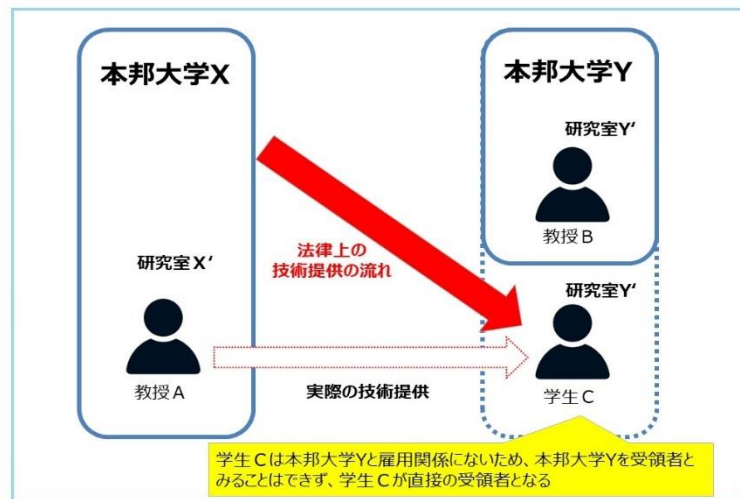
供が行われるという関係が存在しないと考えられることから、本邦法人Yから特定類型該当者Aに対する技術提供は「取引」（法第25条第1項、第2項）に該当しないものとして外為法の規制対象外になります。



<p>1 1</p>	<p><b>(40頁脚注)</b></p> <p><u>40 当事者間で特段契約書を交わさないで行われる共同研究についても同様の考え方となります。</u></p> <p><u>41 例えば、共同研究契約書や付随する研究計画書等において、当該共同研究に参加する研究者名が明記されている場合が該当し、この場合の技術提供は「取引」に該当することとなり、技術を受領する本邦法人Yは従業員Bの特定類型該当性の確認を行い、必要な場合には許可申請が必要となります。</u></p> <p><u>42 一方で、本邦法人Xが居住者A'（本邦法人Xに雇用されている）に対して、本邦法人Xの業務において必要な技術を提供する場合、本邦法人Xと居住者A'の間の雇用関係において、技術を提供し受領することについてあらかじめ包括的な合意が発生しているところ、さらに技術の提供と受領に当たり個別の合意が成立し、当該合意の履行として技術提供が行われる関係が存在すると考えられることから、本邦法人Xから居住者A'に対する技術提供は「取引」に該当すると整理されます。</u></p>	<p><b>(37頁脚注)</b></p> <p><u>33 一方で、本邦法人Xが居住者B（本邦法人Xに雇用されている）に対して、本邦法人Xの業務において必要な技術を提供する場合、本邦法人Xと居住者Bの間の雇用関係において、技術を提供し受領することについてあらかじめ包括的な合意が発生しているところ、さらに技術の提供と受領に当たり個別の合意が成立し、当該合意の履行として技術提供が行われる関係が存在すると考えられることから、本邦法人Xから居住者Bに対する技術提供は「取引」に該当すると整理されます。</u></p>	<p>パブコメ No. 3, 4や説明会等での御要望を踏まえたもの</p>
<p>1 2</p>	<p><b>(41頁1行目～)</b></p> <p><u>本邦大学Xの研究室X' と他の本邦大学Yの研究室Y' との共同研究で、研究室X' に所属する教授A（本邦大学Xに雇用されている）が研究室Y' に所属する教授B（本邦大学Yに雇用されている）及び学生C（本邦大学Yに雇用されていない）に対して技術提供をする場合において、教授B及び学生Cがいずれも特定類型該当者であるケースを想定します。</u></p> <p><u>この場合、本邦大学Xの教授Aから本邦大学Yの教授B（特定類型該当者）への技術提供は、法律上、①本邦大学Xから本邦大学Y、②本邦大学Yから教授B（特定類型該当者）という順序で技術が移転するものと解釈されます。</u></p>	<p><b>(38頁1行目～)</b></p> <p><u>本邦大学Xの研究室X' が他の本邦大学Yの研究室Y' と共同研究を行う場合において、研究室Y' の参加者に本邦大学Yに雇用される教授A（特定類型該当者）及び本邦大学Yに所属するが雇用はされていない学生B（特定類型該当者）が参加しているケースを想定します。</u></p> <p><u>本邦大学Xから本邦大学Yの教授Aへの技術提供は、①本邦大学Xから本邦大学Y、②本邦大学Yから教授Aという順序で技術が移転するものと解釈され、上記と同じく、本邦大学Yから教授Aへの技術提供は、通常は「取引」に該</u></p>	<p>パブコメ No. 5～8を踏まえたもの</p>

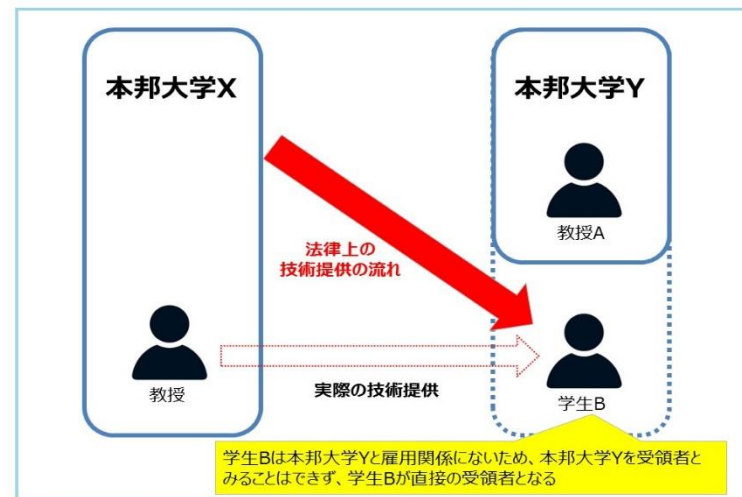
たがって、前頁の例と同じく、①本邦大学Xから本邦大学Yへの技術提供、②本邦大学Yから教授B（特定類型該当者）への技術提供のいずれについても、通常、「取引」に該当しないものとして外為法の規制対象外になり、本邦大学Xは本邦大学Yで技術を受領する教授Bの特定類型該当性を確認する必要はありません。

一方、学生C（特定類型該当者）の場合、本邦大学Yに雇用されていないため学生Cを本邦大学Yと一体としてみることは適切ではなく、本邦大学Xの教授Aから本邦大学Yの学生Cへの技術提供については、本邦大学Xから学生Cへの技術提供となるため、本邦大学Xが学生Cの特定類型該当可能性を確認し、許可申請をする必要があります。一方で、学生Cは本邦大学Xの指揮命令下でない者であるため、共同研究を実施するに当たり取得する書面（契約書等）から特定類型該当性が明らかでない場合は、特定類型非該当として扱うことができます。



当しないものとして外為法の規制対象外になります。

一方、学生Bの場合、本邦大学Yに雇用されていないため学生Bを本邦大学Yと一体としてみることは適切ではなく、本邦大学Xから学生Bへの技術提供については、本邦大学Xが学生Bの特定類型該当可能性を確認する必要があります。一方で、学生Bは本邦大学Xの指揮命令下でない者であるため、共同研究を実施するに当たり取得する書面（契約書等）から特定類型該当性が明らかでない場合は、特定類型非該当として扱うことができます。



<p>1 3</p>	<p>(4 5 頁 6 行目～)</p> <p>具体的な各大学や研究機関における手続として次の運用例が考えられます。</p> <p>① 貨物の輸出の場合</p> <p>教職員は「事前確認シート」において、・・・(略)・・・を確認します。</p> <p>相手先に懸念情報がなく、貨物が明らかにリスト規制対象品目でない場合は、必要事項を記載した「事前確認シート」の<u>み</u>を管理責任者に提出します。</p> <p><u>他方、懸念情報がある又はリスト規制対象品目の可能性がある場合、かつ、相手方が非居住者である場合は、教職員は「審査票」を起票します。</u></p> <p>② 技術の提供の場合</p> <p>教職員は「事前確認シート」において、・・・(略)・・・を行います。</p> <p>各大学の判断で、例外適用（公知、基礎科学）の確認を先に行い、例外適用ができない場合に<u>のみ</u>、非居住者性及び特定類型該当性の確認を行うことも考えられます。</p> <p>なお、・・・(略)・・・も考えられます。</p> <p>相手先に懸念情報がなく、技術が明らかにリスト規制対象品目でない場合、相手方が国内にいる場合であって相手方が非居住者又は特定類型該当者でない場合、また、公知の技術を提供する取引に当たるものや基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引に当たるものとして、例外規定が適用可能であると考えられる場合は、必要事項を記載した「事前確認シート」の<u>み</u>を管理責任者に提出します。</p>	<p>(4 2 頁 6 行目～)</p> <p>① 貨物の輸出の場合</p> <p>教職員は「事前確認シート」において、・・・(略)・・・を確認します。</p> <p>相手先に懸念情報がなく、貨物が明らかにリスト規制対象品目でない場合は、必要事項を記載した「事前確認シート」を管理責任者に提出します。</p> <p>② 技術の提供の場合</p> <p>教職員は「事前確認シート」において、・・・(略)・・・を行います。</p> <p>各大学の判断で、例外適用（公知、基礎科学）の確認を先に行い、例外適用ができない場合に<u>のみ</u>、非居住者性及び特定類型該当性の確認を行うことも考えられます。</p> <p>なお、・・・(略)・・・も考えられます。</p> <p>相手先に懸念情報がなく、技術が明らかにリスト規制対象品目でない場合、相手方が国内にいる場合であって相手方が非居住者又は特定類型該当者でない場合、また、公知の技術を提供する取引に当たるものや基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引に当たるものとして、例外規定が適用可能であると考えられる場合は、必要事項を記載した「事前確認シート」を管理責任者に提出します。</p>	<p>記載ぶりの重複を整理したもの</p>
------------	--	--	-----------------------

他方、懸念情報がある又はリスト規制対象品目の可能性がある場合、かつ、相手方が非居住者又は特定類型該当者である場合（相手方が国内にいる場合のみ）、かつ、例外規定が適用できない場合は、教職員は「審査票」を起票します。

※相手方が・・・(略)・・・が重要です。（「VI. 組織体制の整備・運用」参照）

※例外規定が・・・(略)・・・も考えられます。

管理責任者は、教職員から提出された「事前確認シート」を確認し、リスト規制（9頁参照）又はキャッチオール規制（15頁参照）に該当する可能性があるとして判断した場合や相手方が非居住者や特定類型に該当する可能性が

※相手方が・・・(略)・・・が重要です。（「VI. 組織体制の整備・運用」参照）

※例外規定が・・・(略)・・・も考えられます。

具体的な、各大学や研究機関における手続として次の運用例が考えられます。

教職員は、懸念情報がなく、明らかにリスト規制対象品目でない場合、相手方が非居住者又は特定類型該当者でない場合（相手方が国内にいる場合の技術の提供の場合のみ）や例外規定が適用できる場合（技術の提供の場合のみ）は、教職員は「審査票」を起票します。

※懸念情報があっても例外規定が適用できる場合や相手方が国内にいる場合であって非居住者又は特定類型該当者に該当しない場合には、外為法に基づく許可は必要ありませんが、組織として取引の可否を判断するために「審査票」による確認を行うことも考えられます。

管理責任者は、教職員から提出された「事前確認シート」を確認し、リスト規制（9頁参照）又はキャッチオール規制（15頁参照）に該当する可能性があるとして判断した場合や相手方が非居住者や特定類型に該当する可能性が

	<p>あると判断した場合のほか、組織として取引の可否を判断する必要があると判断した場合には、教職員に「審査票」の起票を指示します。このため、管理責任者は必要に応じて、教職員から追加情報を提供させた上で、「審査票」の起票の要否について組織として責任をもって判断し、必要と判断した場合は教職員に「審査票」の起票を指示することになります。</p> <p><u>※懸念情報があっても例外規定が適用できる場合や相手方が国内にいる場合であって非居住者又は特定類型該当者に該当しない場合には、外為法に基づく許可は必要ありませんが、組織として取引の可否を判断するために「審査票」による確認を行うことも考えられます。</u></p> <p>このように、各大学・研究機関の事情に応じて工夫していくことが重要です。</p>	<p>あると判断した場合のほか、組織として取引の可否を判断する必要があると判断した場合には、教職員に「審査票」の起票を指示します。このため、管理責任者は必要に応じて、教職員から追加情報を提供させた上で、「審査票」の起票の要否について組織として責任をもって判断し、必要と判断した場合は教職員に「審査票」の起票を指示します。</p> <p>このように、各大学・研究機関の事情に応じて工夫していくことが重要です。</p>	
1 4	<p><b>(6 4 頁脚注)</b></p> <p>8 2 技術提供の相手方の特定類型該当性の確認に係る書類（誓約書等）も含まれます。</p>	<b>(新設)</b>	No. 8 に関するもの
1 5	<p><b>(6 9 頁 8 行目)</b></p> <p>1. <u>学生</u>・研究生・教職員の技術提供等に係る管理</p>	<b>(6 6 頁 8 行目)</b> <p>1. <u>留学生</u>・研究生・教職員の技術提供等に係る管理</p>	パブコメ No. 1 1 を踏まえたもの
1 6	<p><b>(6 9 頁下から 3 行目～)</b></p> <p>居住者である学生、研究生や教職員（日本人か否かを問わない）が、・・・(略)・・・許可を取得する必要があります。</p> <p><u>なお、このような場合には、学業や業務として研究を行うに当たり必要な情報であっても、提供までに一定の時間を要することになったり、提供技術について一定の制限を</u></p>	<b>(6 6 頁下から 3 行目～)</b> <p>居住者である学生、研究生や教職員（日本人か否かを問わない）が、・・・(略)・・・許可を取得する必要があります。</p>	パブコメ No. 2 5 を踏まえたもの

	<p><u>行う必要が生じたりする可能性があることに留意が必要です。</u></p> <p>実務上は、・・・(略)・・・許可を取得する必要があります。</p>	<p>実務上は、・・・(略)・・・許可を取得する必要があります。</p>	
17	<p><b>(70頁8行目～)</b></p> <p>来日後6か月以上の留学生や研究生や大学に雇用された外国人教職員(特定類型該当者を除く。)であっても、<u>外国において規制対象の技術を提供することや特定類型該当者へ規制対象の技術を提供することが、あらかじめ分かっている場合、技術資料(USBメモリ等に記録したものも含む。)の外国への持ち出し(休学中の一時帰国も含む。)や技能訓練等による規制対象技術の提供をする場合は、許可を取得する必要があります。</u></p> <p>留学生、研究生や教職員が非居住者又は特定類型該当者でなくとも、<u>外国において規制技術を提供することや国内であっても特定類型該当者へ規制技術を提供することがあらかじめ分かっている場合、技術資料の外国への持ち出しや技能訓練等による規制対象技術の提供をする場合は、技術の提供について許可を取得する必要があります。</u></p>	<p><b>(67頁5行目～)</b></p> <p>来日後6か月以上の留学生や研究生や大学に雇用された外国人教職員(特定類型該当者を除く。)であっても、外国において規制対象の技術を提供することが、あらかじめ分かっている場合、技術資料(USBメモリ等に記録したものも含む。)の外国への持ち出し(休学中の一時帰国も含む。)や技能訓練等による規制対象技術の提供をする場合は、許可を取得する必要があります。</p> <p>留学生、研究生や教職員が非居住者又は特定類型該当者でなくとも、外国において規制技術を提供することがあらかじめ分かっている場合、技術資料の外国への持ち出しや技能訓練等による規制対象技術の提供をする場合は、技術の提供について許可を取得する必要があります。</p>	<p>パブコメ No. 14を踏 まえたもの</p>
18	<p><b>(70頁脚注)</b></p> <p><u>91 このような提供技術に関する一定の制限可能性については、受入れや採用前に制度趣旨等を適切に説明することによってトラブルを避けることができる場合があります。教職員、研究生や学生等への説明に当たって活用できる資料を経済産業省HPにおいて掲載しております。https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo07.html</u></p> <p>92 受入れの事前確認シートについては、110～116頁参照</p>	<p><b>(67頁脚注)</b></p> <p>82 受入れの事前確認シートについては、106～110頁参照</p>	<p>パブコメ No. 14、2 5を踏まえた もの</p>

	<p><u>9.3 規制対象技術が外国において提供される又は国内であっても特定類型該当者へ提供されることが、主目的となっているか又は提供するときから念頭に置かれている場合は規制対象となります。他方、国内研究機関同士の共同研究で、海外出張中の共同研究の相手方に偶然電子メールで送付した場合など、提供者に對外取引を行う意図がない場合は規制対象となりません。</u></p> <p><u>9.4 特定類型該当者への再提供については、例えば、大学や研究機関が居住者である教職員、学生や研究生に技術を提供する際に交わされる契約書等において、提供される技術が再提供されることや再提供の相手方が特定類型該当者であることが明記されているような場合が想定されます。</u></p>	<p>8.3 規制対象技術が外国において提供されることが、主目的となっているか又は提供するときから念頭に置かれている場合は規制対象となります。他方、国内研究機関同士の共同研究で、海外出張中の共同研究の相手方に偶然電子メールで送付した場合など、提供者に對外取引を行う意図がない場合は規制対象となりません。</p>	
19	<p><b>(97頁下から2行目～)</b>  (16) 特定類型該当者 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の<u>規定</u>に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について(4貿局第492号)1(3)サ①から③までに掲げる者(自然人である居住者に限る。)をいう。</p>	<p><b>(93頁下から2行目～)</b>  (16) 特定類型該当者 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の<u>規程</u>に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について(4貿局第492号)1(3)サ①から③までに掲げる者(自然人である居住者に限る。)をいう。</p>	<p>パブコメ No. 13を踏まえたもの</p>
20	<p><b>(98頁2行目～)</b>  (17) 教職員等 本学に雇用される教授、准教授、講師その他の従業員をいい、常勤か非常勤であるかを問わない。  <u>(18) 子会社 会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。</u>  <u>(19) 指導等 子会社に対する指導及び研修並びに当該子会社の業務体制及び業務内容の確認をいう。</u></p>	<p><b>(94頁2行目～)</b>  (17) 教職員等 本学に雇用される教授、准教授、講師その他の従業員をいい、常勤か非常勤であるかを問わない。</p>	<p>説明会等での御要望を踏まえ、輸出者等遵守基準に追加された子会社への指導等に関する規定を追記したものの</p>
21	<p><b>(101頁2行目～)</b>  (教育)</p>	<p><b>(96頁下から2行目～)</b>  (教育)</p>	<p>説明会等での御要望を踏ま</p>

	<p>第21条 管理責任者は、統括責任者の指示の下、外為法等及び本規程の遵守の重要性を理解させ確実な実施を図るため、教職員等に対し、計画的に教育を行うものとする。  <u>(子会社への指導等)</u></p> <p>第22条 統括責任者は、自らのリスト規制技術又はリスト規制貨物の取引の管理の業務に関わる子会社に対し、当該業務を適正に実施させるため必要な指導等を定期的に行うものとする。</p> <p>(報告)  第23条 (略)  (懲戒)  第24条 (略)  (事務の所管)  第25条 (略)  (雑則)  第26条 (略)</p>	<p>第21条 管理責任者は、統括責任者の指示の下、外為法等及び本規程の遵守の重要性を理解させ確実な実施を図るため、教職員等に対し、計画的に教育を行うものとする。</p> <p>(報告)  第22条 (略)  (懲戒)  第23条 (略)  (事務の所管)  第24条 (略)  (雑則)  第25条 (略)</p>	<p>え、輸出者等遵守基準に追加された子会社への指導等に関する規定を追記したものの</p>
22	<p>(102頁下から2行目～)  (16) 特定類型該当者 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の<u>規定</u>に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について(4貿易局第492号)1(3)サ①から③までに掲げる者(自然人である居住者に限る。)をいう。</p>	<p>(98頁下から2行目～)  (16) 特定類型該当者 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の<u>規程</u>に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について(4貿易局第492号)1(3)サ①から③までに掲げる者(自然人である居住者に限る。)をいう。</p>	<p>パブコメ No. 13を踏まえたもの</p>
23	<p>(103頁2行目～)  (17) 教職員等 本学に雇用される教授、准教授、講師その他の従業員をいい、常勤か非常勤であるかを問わない。</p>	<p>(99頁2行目～)  (17) 教職員等 本学に雇用される教授、准教授、講師その他の従業員をいい、常勤か非常勤であるかを問わない。</p>	<p>説明会等での御要望を踏まえ、輸出者等遵守基準に追</p>

	<p><u>(18) 子会社 会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。</u></p> <p><u>(19) 指導等 子会社に対する指導及び研修並びに当該子会社の業務体制及び業務内容の確認をいう。</u></p>		<p>加された子会社への指導等に関する規定を追記したもの</p>
24	<p><b>(104頁下から1行目～)</b> (需要者等確認)</p> <p>第13条 教職員等は、取引審査の手続が教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の需要者について以下の項目に該当するかを、別途定める 「<u>需要者</u>」チェックシート」等を用いて確認するものとする。なお、需要者以外から間接的に得ている情報については、当該情報の信頼性を高める手続<u>を定め、当該手続に沿って確認を行う。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p><b>(100頁下から4行目～)</b> (需要者等確認)</p> <p>第13条 教職員等は、取引審査の手続が教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の需要者について以下の項目に該当するかを<u>確認する。この際、需要者以外から間接的に情報を得ている場合は、当該情報の信頼性を高める手続を定め、当該手続に沿って確認を行う。</u>また、キャッチオール規制の客観要件のうち需要者要件の確認の際は、別途定める「<u>需要者</u>」チェックシート」等を用いて確認するものとする。なお、需要者以外から間接的に得ている情報については、当該情報の信頼性を高める手続に沿って確認を行う。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>パブコメ No.16を踏まえたもの</p>
25	<p><b>(106頁11行目～)</b> (教育)</p> <p>第22条 管理責任者は、統括責任者の指示の下、外為法等及び本規程の遵守の重要性を理解させ確実な実施を図るため、教職員等に対し、計画的に教育を行うものとする。 <u>(子会社への指導等)</u></p> <p><u>第23条 統括責任者は、自らのリスト規制技術又はリスト規制貨物の取引の管理の業務に関わる子会社に対し、当該業務を適正に実施させるため必要な指導等を定期的に行うものとする。</u></p>	<p><b>(102頁10行目～)</b> (教育)</p> <p>第22条 管理責任者は、統括責任者の指示の下、外為法等及び本規程の遵守の重要性を理解させ確実な実施を図るため、教職員等に対し、計画的に教育を行うものとする。</p>	<p>説明会等での御要望を踏まえ、輸出者等遵守基準に追加された子会社への指導等に関する規定を追記したもの</p>

	<p>(報告) 第24条 (略)</p> <p>(懲戒) 第25条 (略)</p> <p>(事務の所管) 第26条 (略)</p> <p>(雑則) 第27条 (略)</p>	<p>(報告) 第23条 (略)</p> <p>(懲戒) 第24条 (略)</p> <p>(事務の所管) 第25条 (略)</p> <p>(雑則) 第26条 (略)</p>	
26	<p>(118頁1行目～)</p> <p>審査票(外国人(留学生・研究者・教員・訪問者等)又は特定類型該当者受入れ用)</p> <p>(略)</p> <p>1. 受入予定者に教育・提供する技術の概要</p>	<p>(114頁1行目～)</p> <p>審査票(外国人(留学生・研究者・教員・訪問者等)受入れ用)</p> <p>(略)</p> <p>1. 外国人に教育・提供する技術の概要</p>	<p>パブコメ No. 18, 19を踏まえたもの</p>
27	<p>(131～132頁)</p> <p><u>外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項の遵守のための特定類型該当性に関する誓約書</u></p> <p><u>【本文略】</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>パブコメ No. 12, 19を踏まえたもの</p>
28	<p>(133～134頁)</p> <p><u>Confirmation Letter regarding the Applicability of the Specific Categories for Compliance with Article 25 (1) and (2) of the Foreign Exchange and Foreign Trade Act</u></p> <p><u>【本文略】</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>パブコメ No. 12, 19を踏まえたもの</p>

29	<p>(136頁6行目～)</p> <p>2. 許可申請・各種問合せ窓口</p> <p>(1) 外国ユーザーリストや政策全般のお問い合わせ、ホームページへの御意見は、</p> <p>安全保障貿易管理政策課 (03-3501-2863)</p> <p>(2) 制度の概要や法令の解釈のお問い合わせは、</p> <p>安全保障貿易管理課 (03-3501-2800)</p> <p><u>全般的な相談窓口 (輸出/役務取引許可申請等に係る申請手続は除く。) : qqfcbh@meti.go.jp</u></p> <p><u>みなし輸出に係る相談窓口 (特定類型該当性やその確認手続) : minashi-QA@meti.go.jp</u></p> <p>(3) 申請手続、申請に係る事前相談などのお問い合わせは、</p> <p>安全保障貿易審査課 (03-3501-2801)</p> <p><u>リスト規制に関する相談窓口 (みなし輸出の許可申請を含む。) : qqfcbf@meti.go.jp</u></p> <p><u>キャッチオール規制に関する相談窓口 : anposhinsacatchall@meti.go.jp</u></p> <p>(4) 輸出管理内部規程 (CP) についての御相談、外為法違反の御連絡は、</p> <p>安全保障貿易検査官室 (03-3501-2841)</p> <p style="text-align: center;"><u>qqfcbh@meti.go.jp</u></p> <p><u>※メールアドレスを併記している部署に対しましては、原則メールでのお問合せをお願いいたします。ご不便をおかけいたしますが、ご理解ご協力のほどよろしく願いいたします。</u></p>	<p>(128頁6行目～)</p> <p>2. 許可申請・各種問合せ窓口</p> <p>(1) 外国ユーザーリストや政策全般のお問い合わせ、ホームページへの御意見は、</p> <p>安全保障貿易管理政策課 (03-3501-2863)</p> <p>(2) 制度の概要や法令の解釈のお問い合わせは、</p> <p>安全保障貿易管理課 (03-3501-2800)</p> <p>(3) 申請手続、申請に係る事前相談などのお問い合わせは、</p> <p>安全保障貿易審査課 (03-3501-2801)</p> <p>(4) 輸出管理内部規程 (CP) についての御相談、外為法違反の御連絡は、</p> <p>安全保障貿易検査官室 (03-3501-2841)</p>	<p>パブコメ</p> <p>No. 22を踏まえ、また、お問合せ先情報を最新のものにしましたもの</p>
----	---	---	---

<p>本ガイドスは、文部科学省等の協力を得て、作成されました。</p> <p>また、大学・研究機関における体制整備や研究者が業務上注意すべき事項に関する具体的な取組については、経済産業省及び文部科学省の下、大学関係者が主体となって検討を行い、特定非営利活動法人産学連携学会が取りまとめた「安全保障貿易に係る自主管理体制構築・運用ガイドライン」及び「研究者のための安全保障貿易管理ガイドライン」を御確認ください。</p> <p><u>なお、本ガイドス中の記載や図表については、大学・研究機関における研修資料等に引用していただくことが可能です。その際には、出典元について明記をお願いいたします。</u></p>	<p>本ガイドスは、文部科学省等の協力を得て、作成されました。</p> <p>また、大学・研究機関における体制整備や研究者が業務上注意すべき事項に関する具体的な取組については、経済産業省及び文部科学省の下、大学関係者が主体となって検討を行い、特定非営利活動法人産学連携学会が取りまとめた「安全保障貿易に係る自主管理体制構築・運用ガイドライン」及び「研究者のための安全保障貿易管理ガイドライン」を御確認ください。</p>	
---	---	--

※下線部は修正箇所です。

※上記のほか、誤表記や用語の統一、修辞上の修正等、所要の修正をさせていただきます。